

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会検討結果

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第1回）検討結果

<p>(1) 目的 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 ●自治に関する基本的な事項を定め、仕組みを体系化する。 ●自立した地域社会を創造する。</p> <hr/> <p>【条例原案】 (目的) この条例は、生駒市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。</p> <p>【条例案】 (目的) 第●条 この条例は、生駒市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。</p> <p>【条例解説原案】 ●条例の目的を地方自治の本旨に基づく自治の実現と自立した地域社会の創造としています。「地方自治の本旨」とは、憲法で定められている地方自治のあるべき姿のことで、住民自治（その地方の住民の意思と責任において行政が行われること）と団体自治（国から独立した団体として、その団体の権限と責任において行政が行われること）の2つからなるとされています。</p> <p>【条例解説案】 ●条例の目的を地方自治の本旨に基づく自治の実現と自立した地域社会の創造としています。「地方自治の本旨」とは、憲法で定められている地方自治のあるべき姿のことで、住民自治（その地方の住民の意思と責任において行政が行われること）と団体自治（国から独立した団体として、その団体の権限と責任において行政が行われること）の2つからなるとされています。</p>
<p>(2) 用語の意義 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 ●使用する用語のうち、特に意味を明確にすることで、共通認識を図ることが必要な「市民」、「市」、「参画」及び「協働」を定義する。</p> <hr/> <p>【条例原案】 (定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいう。</p> <p>(2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。</p> <p>(3) 参画 市の施策や事業等の計画、実施及び評価等、まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。</p> <p>(4) 協働 市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し協力することをいう。</p> <p>【条例案】 (定義)</p>

第●条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいう。
- (2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 参画 市の施策や事業等の計画、実施及び評価等、まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。
- (4) 協働 市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し協力することをいう。

【条例解説原案】

- (1) 「市民」とは、地方自治法上の「住民」（市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含みます。）のほか、市内に勤務している人や市内に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会における課題の解決やまちづくりの推進のためには、生駒市に関係する幅広い人々が協力しあう必要があるとの認識に基づくものです。また、「者」は個人を意味し、「もの」は個人のほか団体、企業等を含んでいます。
- (2) 「市」とは、普通地方公共団体の市議会及び市の執行機関です。執行機関とは、独自の執行権を有し、担任する事務について、自ら自治体としての意思決定を行い、外部に表明できる機関をいいます。市の代表者である市長と、地方自治法第180条の5の規定による行政委員会及び委員（教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会）です。
- (3) 「参画」とは、「市の施策や事業等の計画、実施及び評価の各過程で、責任を持って主体的にまちづくりに関わること」をいいます。「参画」は、単なる参加ではなく、意思形成に加わることで、責任ある行動が求められるという意味も含んでいます。
- (4) 「協働」とは、まちづくりの主体である市民と市、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力し合うことをいいます。

【条例解説案】

- (1) 「市民」とは、地方自治法上の「住民」（市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含みます。）のほか、市内に勤務している人や市内に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会における課題の解決やまちづくりの推進のためには、生駒市に関係する幅広い人々が協力しあう必要があるとの認識に基づくものです。また、「者」は個人を意味し、「もの」は個人のほか団体、企業等を含んでいます。
- (2) 「市」とは、普通地方公共団体の市議会及び市の執行機関です。執行機関とは、独自の執行権を有し、担任する事務について、自ら自治体としての意思決定を行い、外部に表明できる機関をいいます。市の代表者である市長と、地方自治法第180条の5の規定による行政委員会及び委員（教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会）です。
- (3) 「参画」とは、「市の施策や事業等の計画、実施及び評価の各過程で、責任を持って主体的にまちづくりに関わること」をいいます。「参画」は、単なる参加ではなく、意思形成に加わることで、責任ある行動が求められるという意味も含んでいます。これは、参画の原則である「情報共有」、「信頼・連帯」、「学習」、「相互理解」、「協働」、「判断・選択」、「効率・効果」というキーワードに基づくものです。
- (4) 「協働」とは、まちづくりの主体である市民と市、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力し合うことをいいます。このことは協働の原則である(1) 自主自立・対等、(2) 相互理解・目的共有、(3) 公平・公正・公開という考え方を基本としています。

<p>(3) 最高規範性・位置付け (基本構想、条例案及び条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 ●生駒市における最高規範であることを規定し、市は、この趣旨に則って市政運営を行うとともに、他の条例・規則の制定改廃に当たっても、この趣旨を尊重すべきことを規定する。</p> <hr/> <p>【条例原案】 (最高規範性) この条例は、生駒市の自治の推進における最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。</p> <p>【条例案】 (最高規範性) 第●条 この条例は、生駒市の自治の推進における最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 ●この自治基本条例が、生駒市の最高規範であることを規定しています。最高規範性を謳うことから、一般的に自治基本条例は自治体の憲法といわれています。市は、この条例の趣旨に則って市政運営を行うとともに、他の条例・規則の改廃に当たっても、この条例の趣旨を尊重することを規定しています。</p> <p>【条例解説案】 ●この自治基本条例が、生駒市の最高規範であることを規定しています。最高規範性を謳うことから、一般的に自治基本条例は自治体の憲法といわれています。市は、この条例の趣旨に則って市政運営を行うとともに、他の条例・規則の制定改廃に当たっても、この条例の趣旨を尊重することを規定しています。</p>
<p>(4) 情報共有・公開 (基本構想、条例案及び条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 ●参画と協働によるまちづくりの前提として、市民と市のそれぞれが持つ情報を共有財産として相互に活用するための情報共有に関する規定並びに開かれた自治体として市の保有する情報を積極的に公開及び提供すべきことを規定する。</p> <hr/> <p>【条例原案】 (情報共有及び公開) 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。 2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供しなければならない。</p> <p>【条例案】 (情報共有及び公開) 第●条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。 2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく、速やかに提供しなければならない。</p> <p>【条例解説原案】</p>

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">●参画と協働によるまちづくりの前提として、市の情報提供や公開を規定することで、市民の知る権利を事実上保障するものです。●また、市は市民に分かりやすく説明するために、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めることを規定するものです。 <p>【条例解説案】</p> <ul style="list-style-type: none">●参画と協働によるまちづくりの前提として、市の情報提供や公開を規定することで、市民の知る権利を事実上保障するものです。●また、市は市民に分かりやすく説明するために、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めることを規定するものです。 |
|--|--|

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第2回）検討結果

(1) 意思決定の明確化
(基本構想、条例案及び
条例解説案等)

【基本構想】

●市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならないことを規定する。

【条例原案】

(意思決定の明確化)

市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならない。

【条例案】

(意思決定の明確化)

第●条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならない。

【条例解説原案】

●意思決定の過程とは、市長が政策意思を決定する過程、すなわち「政策意思の形成過程」全般をいい、「どのような情報や案に基づき」「どのような議論を踏まえ」「どのように考え、いつ、どの時点で判断したか」等の政策決定の過程を明らかにすることを定めるもので、市は、請求に基づき公開するだけでなく、お知らせ、公表、説明等に努めるよう規定するものです。

【条例解説案】

●意思決定の過程とは、市長が政策意思を決定する過程、すなわち「政策意思の形成過程」全般をいい、「どのような情報や案に基づき」「どのような議論を踏まえ」「どのように考え、いつ、どの時点で判断したか」等の政策決定の過程を明らかにすることを定めるもので、市は、請求に基づき公開するだけでなく、お知らせ、公表、説明等に努めるよう規定するものです。

<p>(2) 広聴応答義務 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 ●市は、市民からの意見、要望及び苦情等に誠実に対応するとともに、その記録の作成、整理、保存に努めなければならないことを規定する。</p> <hr/> <p>【条例原案】 (広聴応答義務) 市は、市民からの行政に関する意見、要望及び苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。 2 市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、整理、保存に努めるものとする。</p> <p>【条例案】 (広聴応答義務) 第●条 市は、市民からの行政に関する意見、要望及び苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。 2 市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、整理、保存に努めるものとする。</p> <p>【条例解説原案】 ●市民からの意見や要望等に迅速に対応するとともに、その処理結果や理由等を速やかに回答することで、市民との情報共有及び信頼関係の構築を目指すものです。そのためには、職員一人ひとりの意識改革や各種手続への誠実な対応が必要となります。 ●市民との対応を円滑に行うため、記録を作成し、その整理、保存に努めることを規定するもので、生駒市法令遵守推進条例により運用することになります。</p> <p>【生駒市法令遵守推進条例】 (要望等の記録) 第6条 職員は、要望等（要望等を行う者（以下「要望者」という。）が公職者以外の者であるときにあっては、当該要望等が職員に対して職務に関する具体的な行為をし、又はしないことを求めるものに限る。）を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録するものとする。 2 要望等の記録に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>【生駒市法令遵守推進条例施行規則】 (要望等の記録) 第3条 条例第6条第1項の規定により要望等を記録するに当たっては、不実又は虚偽の記録をしてはならない。 2 条例第6条第1項の規定による要望等を受けたときは、要望等の意図及び内容を正確に把握するため、可能な限り複数の職員で対応するとともに、要望者に要望等を記録した内容（以下「記録内容」という。）の確認を求めるように努めるものとする。 3 条例第6条第1項の規定により記録する事項は、次に掲げる事項（要望者が明らかにしない事項を除く。）とする。 (1) 要望等を受けた日時</p>
---	---

- (2) 要望等を受けた方法
- (3) 要望等を受けた場所
- (4) 要望者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地
- (5) 要望等を受けた職員の所属名、職名及び氏名
- (6) 要望等の件名及び内容
- (7) 要望者に対する回答の内容
- (8) 要望等への対応の結果
- (9) 要望者による記録内容の確認の状況
- (10) 前各号に掲げるもののほか、要望等を記録するために必要な事項
(記録内容の報告等)

第4条 職員は、記録内容を所属長を経て、当該職員の所属に係る部長（市長事務部局の公室長若しくは部長、水道局長、消防長、教育委員会事務局の部長又は議会事務局長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

2 前項の場合において、職員が特別職に属する職員で常勤のもの又は教育長であるときは、当該記録内容を所管する部長に送付するものとする。

3 前2項の規定による報告又は送付を受けた部長は、当該記録内容について、次に掲げるところにより生駒市法令遵守対策会議に送付するものとする。

(1) 記録内容が日常的、定例的又は軽易なものであるときは、毎月末日までに受けた要望等に係る記録内容を翌月の10日までに送付するものとする。

(2) 記録内容が重要、異例又は不当要求行為に該当すると認めるときは、直ちに送付するものとする。

【条例解説案】

●市民からの意見や要望等に迅速に対応するとともに、その処理結果や理由等を速やかに回答することで、市民との情報共有及び信頼関係の構築を目指すものです。そのためには、職員一人ひとりの意識改革や各種手続への誠実な対応が必要となります。

●市民との対応を円滑に行うため、記録を作成し、その整理、保存に努めることを規定するもので、生駒市法令遵守推進条例により運用することになります。

【生駒市法令遵守推進条例】

(要望等の記録)

第6条 職員は、要望等（要望等を行う者（以下「要望者」という。）が公職者以外の者であるときにあっては、当該要望等が職員に対して職務に関する具体的な行為をし、又はしないことを求めるものに限る。）を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録するものとする。

2 要望等の記録に関し必要な事項は、規則で定める。

【生駒市法令遵守推進条例施行規則】

(要望等の記録)

第3条 条例第6条第1項の規定により要望等を記録するに当たっては、不実又は虚偽の記録をしてはならない。

2 条例第6条第1項の規定による要望等を受けたときは、要望等の意図及び内容を正確に把握するため、可能な限り複数の職員で対応するとともに、要望者に要望等を記録した内容（以下「記録内容」という。）の確認を求めるように努めるものとする。

3 条例第6条第1項の規定により記録する事項は、次に掲げる事項（要望者が明らかにしない事項を除く。）とする。

- (1) 要望等を受けた日時
- (2) 要望等を受けた方法
- (3) 要望等を受けた場所
- (4) 要望者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地
- (5) 要望等を受けた職員の所属名、職名及び氏名
- (6) 要望等の件名及び内容
- (7) 要望者に対する回答の内容
- (8) 要望等への対応の結果
- (9) 要望者による記録内容の確認の状況
- (10) 前各号に掲げるもののほか、要望等を記録するために必要な事項（記録内容の報告等）

第4条 職員は、記録内容を所属長を経て、当該職員の所属に係る部長（市長事務部局の公室長若しくは部長、水道局長、消防長、教育委員会事務局の部長又は議会事務局長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

2 前項の場合において、職員が特別職に属する職員で常勤のもの又は教育長であるときは、当該記録内容を所管する部長に送付するものとする。

3 前2項の規定による報告又は送付を受けた部長は、当該記録内容について、次に掲げるところにより生駒市法令遵守対策会議に送付するものとする。

- (1) 記録内容が日常的、定例的又は軽易なものであるときは、毎月末日までに受けた要望等に係る記録内容を翌月の10日までに送付するものとする。
- (2) 記録内容が重要、異例又は不当要求行為に該当すると認めるときは、直ちに送付するものとする。

<p>(3) 広聴対応機関 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 ●市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の運用に努めなければならないことを規定する。</p>
	<p>【条例原案】 (広聴対応機関) 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の運用に努めなければならない。</p> <p>【条例案】 (広聴対応機関) 第●条 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 ●生駒市法令遵守推進条例において、「要望等の記録その他要望等への対応の状況について、定期的に調査を実施し、必要な意見を述べることを所掌事項とする法令遵守委員会が設置されており、当該委員会の適正な運用を保証する規定です。</p> <p>【生駒市法令遵守推進条例】 (法令遵守委員会) 第16条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項のほか、次に掲げる事項を所掌させるため、委員会を置く。 (1) この条例の施行に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議すること。 (2) 要望等の記録その他要望等への対応の状況について、定期的に調査を実施し、必要な意見を述べること。 (3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 委員会は、委員3人をもって組織する。 3 委員は、学識経験者その他法令等又は行政の運営に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て市長が委嘱する。 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>【条例解説案】 ●生駒市法令遵守推進条例において、「要望等の記録その他要望等への対応の状況について、定期的に調査を実施し、必要な意見を述べることを所掌事項とする法令遵守委員会が設置されており、当該委員会の適正な運用を保証する規定です。</p> <p>【生駒市法令遵守推進条例】 (法令遵守委員会) 第16条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項のほか、次に掲げる事項を所掌させるため、委員会を置く。 (1) この条例の施行に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議すること。</p>

	<p>(2) 要望等の記録その他要望等への対応の状況について、定期的に調査を実施し、必要な意見を述べること。</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 委員会は、委員3人をもって組織する。</p> <p>3 委員は、学識経験者その他法令等又は行政の運営に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て市長が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。</p> <p>5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>(4) 財政状況の公表 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】</p> <p>●市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならないことを規定する。</p> <hr/> <p>【条例原案】</p> <p>市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。</p> <p>【条例案】 (財政状況の公表)</p> <p>第●条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。</p> <p>【条例解説原案】</p> <p>●財政状況の公表は、地方自治法にも規定されていますが、市政運営にとって重要なため、本条例においても規定することとしました。公表に当たっては、市長の見解を付けて市民に分かりやすく公表する必要性を規定しています。</p> <p>【地方自治法】 (財政状況の公表等)</p> <p>第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。</p> <p>【財政状況の公表に関する条例】 (趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定に基づき、公表すべき財政に関する事項(以下「財政状況」という。)の公表に関しては、この条例の定めるところによる。</p>

【条例解説案】

●財政状況の公表は、地方自治法にも規定されていますが、市政運営にとって重要なため、本条例においても規定することとしました。公表に当たっては、市長の見解を付けて市民に分かりやすく公表する必要性を規定しています。

【地方自治法】

(財政状況の公表等)

第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

【財政状況の公表に関する条例】

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定に基づき、公表すべき財政に関する事項(以下「財政状況」という。)の公表に関しては、この条例の定めるところによる。

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第3回）検討結果

<p>(1) 情報への権利 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 ●市民は、情報を受ける権利、自ら取得する権利を有することを規定する。</p> <p>【条例原案】 (情報への権利) 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。</p> <p>【条例案】 (情報への権利) 第●条 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。</p> <p>【条例解説原案】 ●情報を受ける権利、自ら取得する権利（アクセス権）について規定しています。市民が主体のまちづくりにおいて、市民が自ら考え、行動するためには、さまざまなまちづくりに関する情報が市民に十分提供されなければならないことを定めるものです。</p> <p>【条例解説案】 ●情報を受ける権利、自ら取得する権利（アクセス権）について規定しています。市民が主体のまちづくりにおいて、市民が自ら考え、行動するためには、さまざまなまちづくりに関する情報が市民に十分提供されなければならないことを定めるものです。</p>
<p>(2) 情報共有制度 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 ●市は、まちづくりに関する情報を積極的に収集するばかりでなく、いつでも提供できるよう仕組みや体制を整備し、整理保存すべきことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (情報共有制度) 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組みや体制の整備について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【条例案】 (情報共有制度) 第●条 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組みや体制の整備について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 ●市民への情報提供について、情報公開条例を適切に運用することを定めるものです。</p> <p>【条例解説案】 ●市民への情報提供について、情報公開条例を適切に運用することを定めるものです。</p>
<p>(3) 情報収集・管理</p>	<p>【基本構想】 ●市は、市政運営に必要な情報を常に収集すべきこと及び保有する情報を適正に管理しなければならないことを規定する。</p>

<p>(基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【条例原案】 (情報収集及び管理) 市は、常に市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければならない。</p> <p>【条例案】 (情報収集及び管理) 第●条 市は、常に市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その保有する情報を適正に管理しなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 ●生駒市独自の市政運営を行うのに必要な情報について、ベンチマーキングなどの手法により常に収集すべきことと、所在を明確にし、必要なときに職員の誰もが引き出せるようファイリングシステムの充実による情報の適正管理について定めています。</p> <p>【条例解説案】 ●生駒市独自の市政運営を行うのに必要な情報について、常に収集すべきことと、所在を明確にし、必要なときに職員の誰もが引き出せるよう情報の適正管理について定めています。</p>
<p>(4) 個人情報保護 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 ●市は、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならないことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (個人情報の保護) 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【条例案】 (個人情報の保護) 第●条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 ●情報の公開や提供は大切なことですが、個人の権利及び利益を保護しなければならないことや市が収集し、保有する個人情報については、厳重に管理しなければならないことを定めています。本条例では基本的な事項を定めています。具体的には「生駒市個人情報保護条例」を適用します。</p> <p>【条例解説案】 ●情報の公開や提供は大切なことですが、個人の権利及び利益を保護しなければならないことや市が収集し、保有する個人情報については、厳重に管理しなければならないことを定めています。本条例では基本的な事項を定めています。具体的には「生駒市個人情報保護条例」を適用します。</p>

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第4回）検討結果

<p>(1) 条例の見直し (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 ●時代経過による条例の形骸化を防止し、市民が本条例に関心を持ち続ける動機付けとするため、また、本条例の機能が期待されたとおりに作用しているかどうか検証するため、市民の意見を聴取するとともに、これを反映させながら定期的に条例を見直す旨を規定する。</p> <p>【条例原案】 市は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講じるものとする。 2 市は、前項の規定に基づく検討等を行うに当たっては、検討委員会を設置することができる。</p> <p>【条例案】 (条例の見直し) 第●条 市は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講じるものとする。 2 市は、前項の規定に基づく検討等を行うに当たっては、検討委員会を設置することができる。</p> <p>【条例解説原案】 ●この条例は、本市における最高規範として位置付けられるため、その内容はある程度恒久的なものとして前文や基本原則などは変わらないと考えられますが、一定期間が経過した後も各条文がその時々々の社会情勢に合っているか、本市にふさわしいものであり続けているかを検証して形骸化を防止するため、施行後5年を超えない期間ごとに市民の意見を反映させて検討し、必要な見直し等を行うことを規定しています。 ●見直し等の検討に当たっては、必要に応じて委員会組織を設置して行うこととし、その委員構成や審議方法等は条例施行後に検討して定めることとなります。</p> <p>【条例解説案】 ●この条例は、本市における最高規範として位置付けられるため、その内容はある程度恒久的なものとして前文や基本原則などは変わらないと考えられますが、一定期間が経過した後も各条文がその時々々の社会情勢に合っているか、本市にふさわしいものであり続けているかを検証して形骸化を防止するため、施行後5年を超えない期間ごとに市民の意見を反映させて検討し、必要な見直し等を行うことを規定しています。 ●見直し等の検討に当たっては、必要に応じて委員会組織を設置して行うこととし、その委員構成や審議方法等は条例施行後に検討して定めることとなります。</p>
<p>(2) 前文 (基本構想及び条例案)</p>	<p>【基本構想】 ●市の特徴（地理的条件、歴史、自然、風土、文化、産業、教育、暮らし、都市形態等） ●目指すべき市民自治の都市像 ●そのために必要となる諸要素（キーワードとなるまちづくりの基本理念等） ●条例制定の目的</p>

【条例原案】

私たちのまち生駒市は、生駒山地や矢田丘陵、西の京丘陵をはじめ、公園等の緑地や農地も多く、緑に包まれた住宅都市としての特性とともに、万葉集にも詠われた竜田川や富雄川、山田川、天野川などの河川が流れ、潤いのある水辺空間を形成しています。また、弥生中期以降の遺跡、往馬大社、長弓寺、高山茶釜など、先人たちが培い守ってきた歴史文化資源に加えて、鉄道・道路網の整備に伴う交通利便性が相まって、関西文化学術研究都市・高山サイエスタウンが立地するなど、豊かな自然や歴史、伝統産業といった魅力と最先端の顔を備えた関西有数の住宅都市として発展してきました。

しかしながら、地方分権の進展に伴い、地方自治体にはより一層政策の自己決定、自己責任が求められる中、少子高齢化の進展や景気の低迷による税収の伸び悩みなどにより、地方自治体の財政運営は厳しさを増しています。これらの社会経済情勢の急激な変化とともに、市民が行政に求めるニーズは増大するばかりか、高度化・複雑多様化しています。

こうした状況において、これまでは、専ら行政主体のいわゆる「団体自治」による市政運営が進められてきましたが、今後は都市内分権を進め、身近な地域の課題は、市民の自発的な判断、行動によって解決することを基本とする補完性の原則に基づく市民主体の「住民自治」が求められ、そのために市民は、自治の主役であることを自覚し、地域社会の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、主体的に自治にかかわっていくことが必要になっています。

一方、市は、地方分権の時代に対応できるような「選択と集中」を基本とする都市経営を行うため、計画的で効率的、効果的な行財政運営を推進していかなければなりません。

これら「団体自治」及び「住民自治」並びに道路や公園、下水道などの都市基盤整備といったハード分野及び福祉や教育、環境といったソフト分野を包含する、生駒市づくりを『まちづくり』と認識し、将来にわたり、全ての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高い生駒市を基本理念として、可能な限り将来世代の負担を積み残さない、持続可能なまちの実現を図らなければなりません。

このような認識の下に、私たちは、年齢や性別、国籍などの違いを問わず、お互いの人権を尊重しながら、自らの責任を自覚し、情報共有に基づく参画と協働による住み続けたいまち生駒を目指し、ここに生駒市における『まちづくり』の最高規範として生駒市市民自治基本条例を制定します。

【条例案】

11月7日に再度検討

【前文（修正後案）】

私たちのまち生駒市は、大都市大阪に近接する緑豊かな住宅都市としての特性とともに、往馬大社、長弓寺、宝山寺、高山茶釜などの歴史文化資源に加えて、関西文化学術研究都市・高山サイエスタウンが立地するなど、豊かな自然や歴史、伝統産業と最先端の科学が融合した関西有数の住宅都市として発展してきました。

一方、少子高齢化をはじめ、人口減少や低成長時代の到来により、財源の確保が厳しさを増すなど、地方自治体を取り巻く社会経済情勢の急激な変化の中で、市民が行政に求めるニーズは高度化・多様化しています。

こうした状況において、これまでの行政主体の市政運営から脱却した市民主体のまちづくりが求められており、そのために市民は、自治の主役であることを自覚し、地域社会の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、主体的に自治にかかわっていくことが必要になっています。

これに対して市は、「選択と集中」を基本とする都市経営を行うため、計画的で効率的、効果的な行財政運営を推進していかなければなりません。

私たちは、このような認識の下に、将来にわたり、全ての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高い生駒市づくりを基本理念として、いつまでも住み続けたい都市を目指します。

ここに私たちは、市民と市が各々の役割を自覚し、お互いを尊重し、情報共有に基づく参画と協働による真の「市民自治」を実現するため、生駒市におけるまちづくりの最高規範として生駒市市民自治基本条例を制定します。